1. 件名:「三菱電機株式会社 通信機製作所の核物質防護について」

2. 日時: 令和2年10月23日(金) 10時00分~10時30分

3. 場所:原子力規制庁 核セキュリティ部門 打合せスペース (電話によるヒアリング)

4. 出席者:

原子力規制庁長官官房放射線防護グループ 核セキュリティ部門

担当者 2名

三菱電機株式会社 通信機製作所

担当者 2名

5. 要旨

- (1) 三菱電機株式会社の担当者から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の 規制に関する法律(昭和32年6月10日法律第166号)第61条の2 の2に基づき令和2年8月4日~6日に実施した核物質防護に係る原子力 規制検査以後の防護措置の改善活動の方針について説明があった。
- (2) これに対し、原子力規制庁は必要な質疑を行い、引き続き状況について 確認することとした。
- (3) また、三菱電機株式会社から、核物質防護訓練の実施結果について説明がなされた。
- (4) これに対し、原子力規制庁は必要な質疑を行った後、内容について了解 した旨を回答した。